

## 玄海及び川内原子力発電所における緊急安全対策の実施状況報告の補正概要

平成23年4月15日、玄海及び川内原子力発電所における緊急安全対策の実施状況報告を経済産業省へ報告した。

その後、原子力安全・保安院より、この報告内容に対し、緊急安全対策の更なる充実などの観点から追加の指示を受け、報告書の記載内容を一部見直し、国へ報告した。

### 【主な見直し内容】

1. 全交流電源喪失時の低温停止状態までのプラント冷却方法の追加（2ヶ月程度で実施）
  - ・全交流電源喪失時のプラント冷却方法について、緊急安全対策の更なる充実として、高温停止状態から低温停止状態までの対応方を検討した。また、今後、この対策に必要な仮設ポンプを追加配備するとともに手順書の策定を行う。（図-1）
  
2. 高圧発電機車の容量に関する評価結果の追加（実施済）
  - ・前回報告の中で検討は実施していたが、高圧発電機車の容量が原子炉の状態監視等に必要な容量を満たすことを評価した結果について、今回報告書に追加記載した。
  
3. 蒸気発生器による原子炉の冷却及び使用済燃料ピットの冷却に必要な水量の評価結果の追加（実施済）
  - ・前回報告の中で検討は実施していたが、蒸気発生器による原子炉の冷却及び使用済燃料ピットの冷却に必要な水量の評価結果について、今回報告書に追加記載した。
  - ・なお、今回の使用済燃料ピットの評価については、より保守的な条件のもと再評価しており、その結果、必要水量が増加したことから、従来の仮設ポンプより定格流量の大きいものへ変更した。
  
4. がれきなど障害物の迂回を想定した仮設ホースの長さの見直し  
(実施済：玄海原子力発電所のみ)
  - ・一部のホース敷設ルートについて、津波による被害を想定し、万一のがれきなどの迂回を考慮しても余裕を持って仮設ホースが敷設できるよう仮設ホース長さの見直しを行った。また、これに伴い、手順書の改訂や訓練を実施した。なお、その他ルート及び川内原子力発電所については仮設ホースの長さに問題ないことを確認した。
  
5. 高圧発電機車や資機材の配置場所の見直し（実施済：川内原子力発電所のみ）
  - ・高圧発電機車や資機材が法面に近い場所に配置されていたことから、法面の近傍から離れた適切な場所に配置することとした。なお、玄海原子力発電所については、問題ないことを確認した。

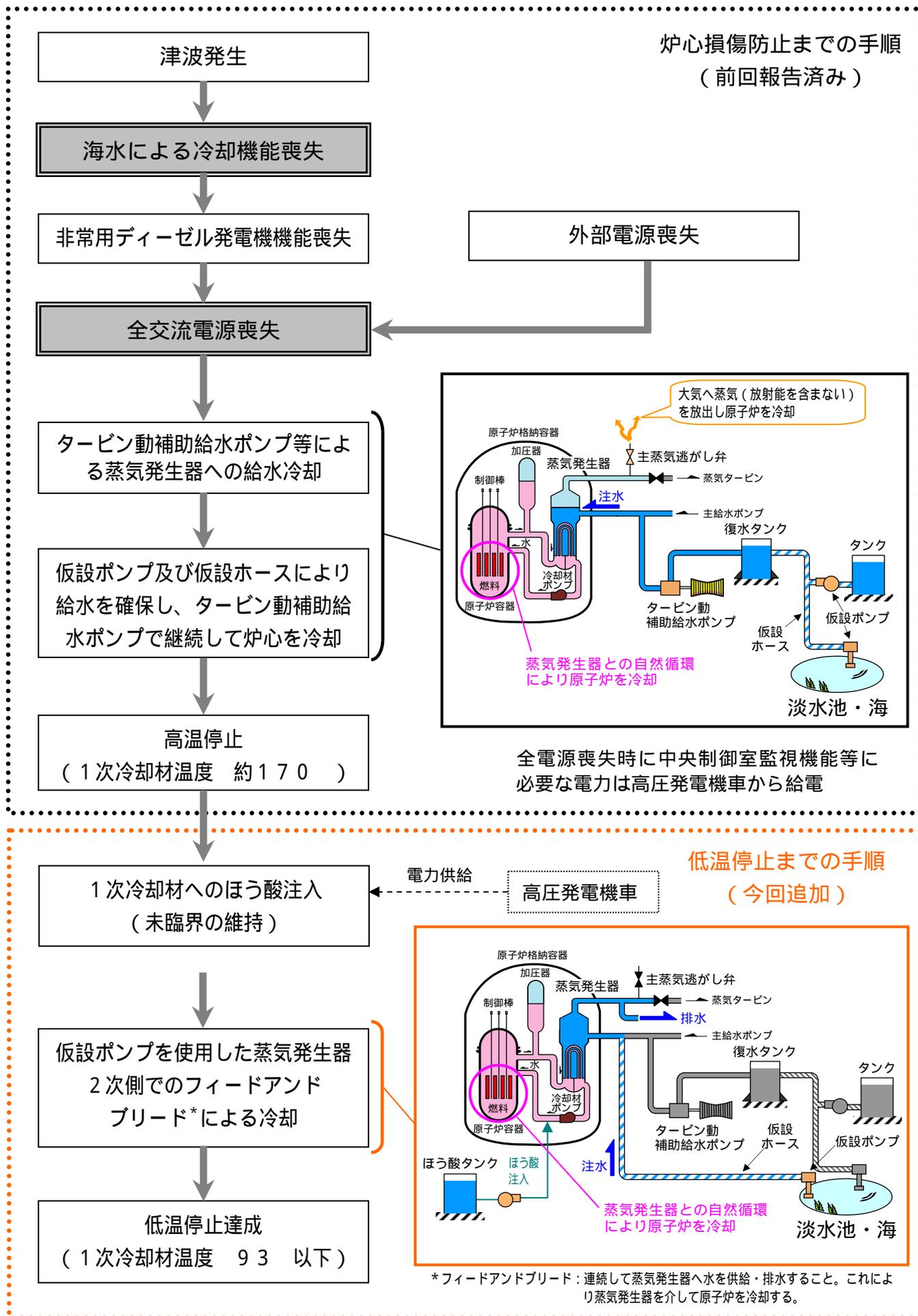


図 - 1 低温停止までの緊急時対応操作フロー